

都道府県構想の素案について

1. 構想とは

「都道府県構想」は、各都道府県域において、下水道、集落排水、浄化槽等の汚水処理施設の効率的な整備と効率的な運営管理のため、「持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル」（平成 26 年 1 月）に基づき、県と市町が共同して策定するものである。具体的には各種汚水処理施設の最終的な整備手法に加えて、今後 10 年程度で概成させるためのアクションプランやし尿処理施設のあり方等を定めるものである。

2. 基本事項

アクションプランの目標年次は、現構想と同様に平成 32 年度（現構想策定から 10 年後）とする。平成 32 年度に「概成」が困難な地区は、住民の意向等を踏まえ、整備可能な手法の導入等の弾力的な対応を検討するため、現況から 10 年後に相当する平成 37 年度の計画値も整理する。

長期計画の目標年次は、見直し中の琵琶湖流域別下水道整備総合計画と整合を図り、現況から概ね 30 年後の平成 57 年度とする。

◇アクションプランの目標年次：平成 32 年度（平成 37 年度も整理）

◇長期計画の目標年次：平成 57 年度

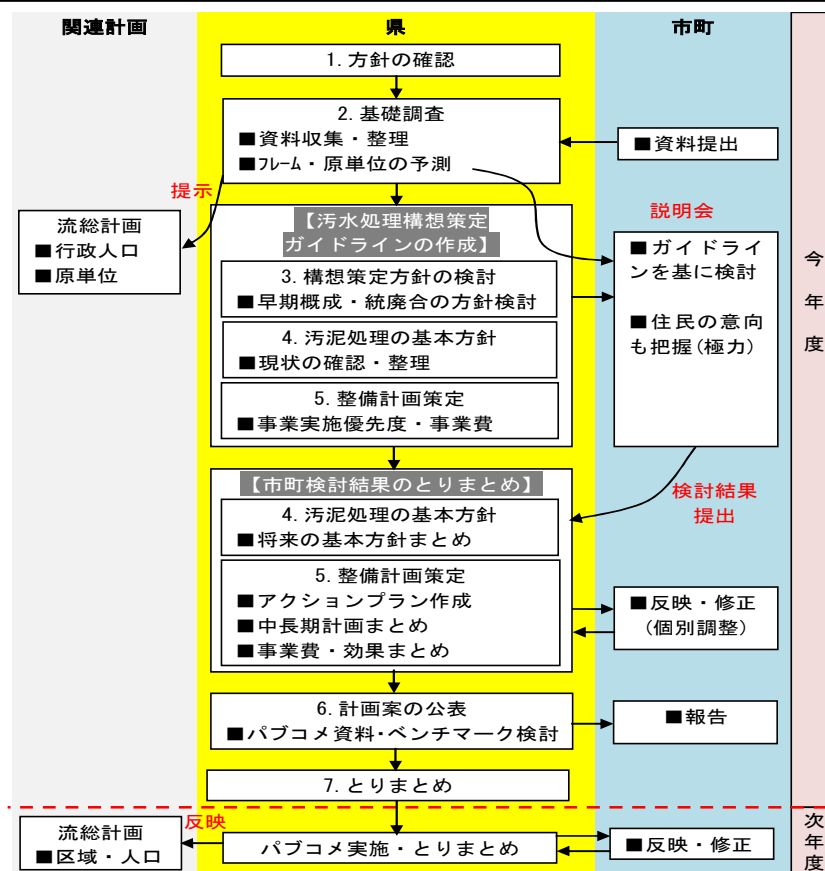


図 1. 都道府県構想の見直しフロー

3. 今回の構想見直し結果

3-1. 人口減少を考慮したフレームの設定

これまで滋賀県は全国でも数少ない人口増加県であったが、平成 26 年 10 月に対前年度比で減少に転じ、今後も県全体では減少が続くと予測される。人口減少が深刻化する地域で施設の統廃合や広域連携等を検討するためには、過年度の人口減少傾向や人口流出抑制策を見込んだ将来人口の予測が必要である。

このため将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という）の予測値を実績値で補正した値を基本としつつ、各市町の人口ビジョンにおける政策（転入増や流出抑制、出生率の向上に関する政策）を踏まえて市町と調整の上で設定した（参考資料 1 参照）。

【見直し結果】

◇平成 26 年度の約 141.4 万人から平成 32 年度には 140.9 万人へ約 5 千人の減、平成 57 年度には 127.5 万人へ約 13.9 万人の減となる。

◇社人研の予測値（補正後）よりも平成 57 年度時点で約 6 千人の増加となる。

◇結果的に人口減少を見据えた豊かな滋賀作り総合戦略（以下「総合戦略」）よりも全県で 8 万人弱低くなったが、総合戦略は人口に関する目標（想定される最大値）と想定されるため、現時点では市町と調整した本計画値を採用する。なお、将来人口の推移が実態と乖離し始めた場合は、5 年後を目処に本計画の見直しを行う必要がある。

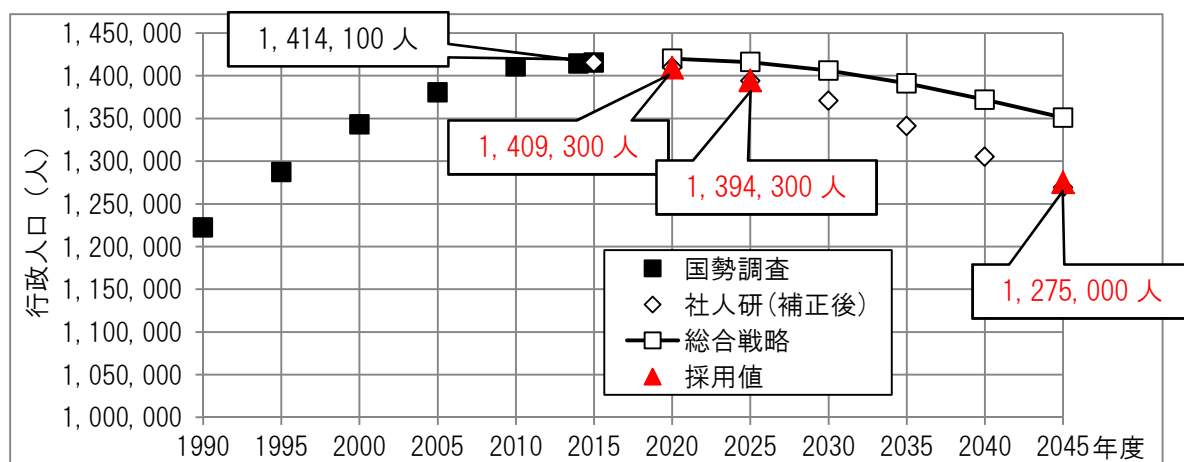


図 2. 将来人口の設定結果

3-2. 10年概成と時間軸を考慮したアクションプラン、長期計画

【考え方】

◇平成26年度末で大部分の市町で汚水処理施設人口普及率が98%を超えている。このため現構想の整備計画どおり県全体での「概成」は平成32年度を目標年次とする。また、汚水処理形態別人口は、人口の分布状況を勘案するために、全て国勢調査の小地域単位で設定した。

◇住民基本台帳やH22の国勢調査の人口分布状況を踏まえて、現況の汚水処理形態別人口の分布状況を把握した。次に、地域毎の人口推移の地域差や大規模開発等の立地予定を必要に応じて考慮し、将来人口の分布状況を設定した。

◇平成57年度時点での最終的な整備手法（集合処理区域）は、整備困難地区を始めとする未整備地区について、あらかじめ県で設定した基準距離を目安とした経済性や、施工性より見直した。

※基準距離：ある家屋と下水処理区域までの距離を示し、経済的に下水処理区域への接続が有利となる限界の距離を示し、処理区毎に設定。

◇平成32年、37年の汚水処理形態別人口は、市町内でも地域毎で普及率に差があるため、普及率の低い地区より優先的に整備を進める方針で設定した。

【見直し結果】

◇上記考えに基づいて整備計画を見直した結果、普及率は県全体で平成32年度に99.3%、平成37年度に99.8%に達する見込みである。現計画の平成32年度で100%は厳しいものの、99%は超えるため「概成」と言える。

◇現状の普及率が99%以下の市町は残整備面積が多く、今後5年以内の99%達成が困難な場合も見られる。このため、未普及解消を優先するが、財政面にも配慮して下水道クイックプロジェクトで示された効率的な整備手法を導入するなど弾力的に対応するものとし、遅くとも10年後の平成37年度には99%を達成する計画とした。

【現構想との比較と今後の方針】

◇最終的な整備手法は、集落排水の接続地区の増加や、集合処理区域の精査、小地域毎での人口動態等を考慮した結果、現構想と比べて集落排水の比率が0.5%減少し、逆に合併浄化槽の比率は0.7%の増加となった。その結果、下水道の整備率は98.2%から97.9%へと若干の縮小となった。このため平成37年以降は、完成に向けたきめ細かな整備困難地区への対策や集落排水の接続を計画的に実施する方針とした。

◇また、未普及対策を進めると共に接続率を向上させるために、現在14市町で実施している戸別訪問による啓発を今後も継続するものとした。

（参考資料2参照）

表 1. 汚水処理形態別人口の実績と見直し計画値

	関係 市町 数	汚水処理形態別人口							汚水処理形態別人口比率						
		実績 H26 2014 (人)	計画				(現構想)		実績 H26 2014 (%)	計画				(現構想)	
			H32	H37	H57	H32	将来整備	H32		将来整備	H32	将来整備			
			2020 (人)	2025 (人)	2045 (人)	2020 (人)	(最終) (人)	2020 (%)		(最終) (%)	2020 (%)	(最終) (%)			
公共下水道	流域	19	1,128,907	1,177,194	1,198,754	1,136,196	1,154,538	1,237,443	79.8	83.5	86.0	89.1	83.0	89.0	
	単独	4	120,118	121,824	121,498	112,580	122,037	127,264	8.5	8.6	8.7	8.8	8.8	9.2	
	計	19	1,249,025	1,299,018	1,320,252	1,248,776	1,276,575	1,364,707	88.3	92.2	94.7	97.9	91.8	98.2	
農業集落排水	16	99,628	69,861	47,066	12,106	75,758	19,773	7.0	5.0	3.4	0.9	5.4	1.4		
林業集落排水	1	39	37	35	28	32	32	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
小規模集合排水	1	24	22	22	19	16	16	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0		
合併浄化槽	19	41,224	29,810	24,826	14,071	37,819	5,672	2.9	2.1	1.8	1.1	2.7	0.4		
汚水処理人口合計	19	1,389,940	1,398,748	1,392,201	1,275,000	1,390,200	1,390,200	98.3	99.3	99.8	100.0	100.0	100.0		
単独浄化槽	13	5,528	785	210	0	0	0	0.4	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0		
その他(汲み取り・農地還元)	16	18,619	9,767	1,889	0	0	0	1.3	0.7	0.1	0.0	0.0	0.0		
合計	19	1,414,087	1,409,300	1,394,300	1,275,000	1,390,200	1,390,200	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0		

注) 現構想の将来整備：人口フレームは H32 固定として、最終の整備形態を想定した場合の計画値

3-3. 集落排水施設の老朽化への対応と下水への統廃合

◇集落排水施設と下水道との調整は、従来通り「滋賀県における下水道事業及び農業集落排水事業の調整に関する基本方針」（平成9年4月18日）に基づいて調整を行っていくことを原則とした。

◇ただし、集落排水施設の維持管理が困難となり、下水道への接続の要望が増加していること、人口減少や節水の進展で下水道への流入水量が伸び悩み、使用料収入の増加が期待できないこと等を考慮し、持続可能な汚水処理の経営の観点から、維持管理の効率化が可能なものについては、現構想での区域外に位置する集落排水をできる限り下水道への接続を促進するものとした。

◇経済性や経営面を考慮した結果、現構想の下水道区域外に位置する13施設を将来新たに接続して下水道区域内とする方針とした。一方、下水道区域内に位置する2施設は、接続管渠延長が非常に長く、経済的にかなり不利であるため下水道区域外へ変更した。結果、区域内外の変更で区域内は11増加した。

◇現構想で将来供用予定としていた下水道区域外の2地区は、経済的に有利となる合併浄化槽区域へ変更とした。

◇接続時期については、集落排水施設は基本的に老朽化が進行している施設より段階的に下水道へ接続するが、経営の視点から殆どの施設が土木の標準耐用年数50年を迎える前に下水への接続を行う方針とした。なお平成26年度末までに下水道区域内の8施設を既に統合している。

◇なお、平成32年までは特に普及率の低い市町を中心に、10年概成のための面整備を優先し、概成済みの市町は段階的に下水への統合を実施する。

（参考資料3参照）

表2. 集合処理区域見直し状況一覧（処理区数）

整備手法	現構想			新構想		
	下水道区域内	下水道区域外	計	下水道区域内	下水道区域外	計
流域関連公共下水道	4	—	4	4	—	4
単独公共下水道	6	—	6	6	—	6
農業集落排水施設	158	67	225	161 H32:44 接続予定 H37:90 接続予定	54	215
林業集落排水施設	0	1	1	0	1	1
小規模集合排水施設	0	1	1	0	1	1
合計	168	69	237	171	56	227

注1) 上記値にはH26時点で下水道へ接続済みの農業集落排水施設は含まない。

注2) 下水道区域内：H57時点の最終的な整備手法が下水道計画区域内であることを示す。

注3) H32, 37時点での接続予定数は現況からの累計値を示す。

注4) 単独公共下水道：藤尾処理区含む。

注5) 新構想の区域内161＝現構想の区域内158－接続済み8＋（区域内外の変更で11増加）

注6) 新構想の区域外54＝現構想の区域外67－合併へ変更2－（区域内外の変更で11減少）

3-4. し尿処理の在り方およびし尿処理施設の老朽化対策

下水道計画区域内のし尿および浄化槽汚泥の下水道への受け入れは、し尿処理施設の現状、経済性、下水処理施設の能力、処理への影響、周辺環境等を考慮したうえで、可能な場合は受け入れる方針とする。また、下水道計画区域外のし尿、浄化槽汚泥は、MICS 事業または下水道計画区域内に設置した前処理施設を事業場と位置付けることで受け入れることは可能である。

(参考資料 4 参照)

◇汚水処理人口の変化を踏まえ、各し尿処理場の流入汚泥量を予測した結果、現況の 545t/日が H32 で 389t/日、H37 で 292t/日、H57 で 67t/日まで減少する。

◇現況で処理能力の約 50%しか活用できていない状況である。改築更新には膨大な費用がかかるため、更新せずに廃止を要望している施設が 5 つある。下水道計画区域外のし尿、浄化槽汚泥を受け入れているし尿処理施設の中には、既に下水道に受け入れている施設がある。このため経営面からは早急な施設の統廃合や下水での受け入れが望ましい。

◇標準耐用年数(50年)での施設の廃止を想定した場合、H57では5施設(388t/日)が存続する。この処理能力は概ねH32の全投入汚泥量(390t/日)に相当する。5年後からこの5施設でほぼ全量の投入汚泥量を処理することが可能となるため、施設能力の面からも早期の統廃合が可能である。

◇また、汚泥の最終処分については、最新の汚泥処理技術の動向を勘案しながら、継続的に再利用可能な方法を検討する。

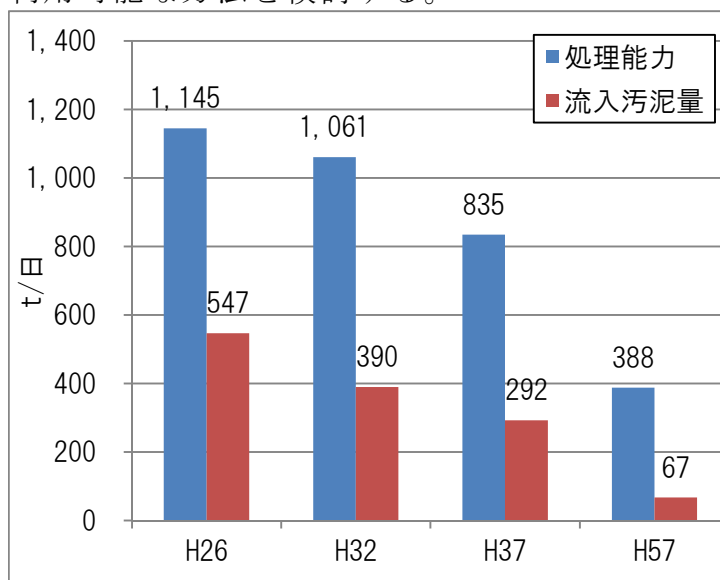


図 2. し尿処理尿の処理能力と流入汚泥量の推移

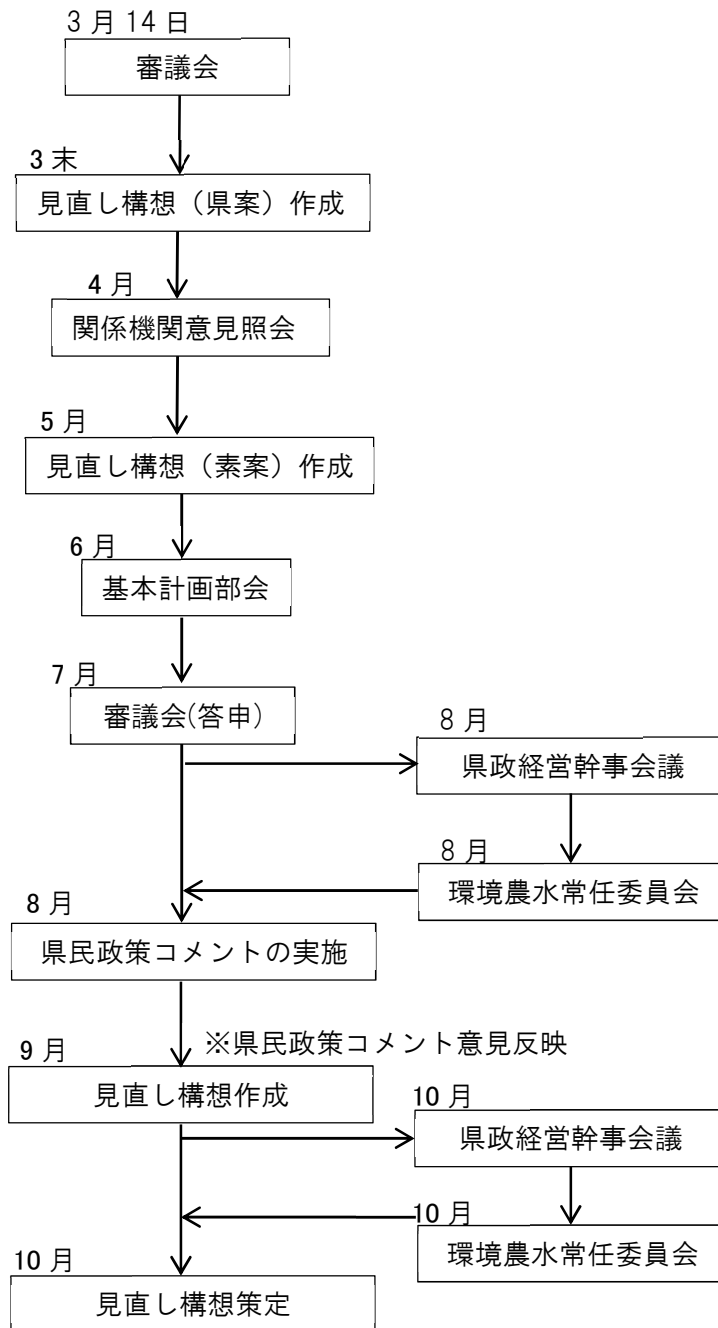
注) 将来の流入汚泥量は次式によって算定。

将来の流入汚泥量 = H26実績の流入汚泥量 / H26下水以外の人口 × 将来の下水以外の人口

3-5. 審議スケジュール（案）

今回の審議会での指摘事項を踏まえて、構想素案（県民政策コメント案）を作成します。

来年度、答申後にパブリックコメントを実施し、10月頃の計画策定を予定しています。



参考資料1：将来人口の予測結果

表1. 滋賀県の行政人口の推移

	国勢 調査 (人)	社人研		総合戦略 (人)	採用値 (人)
		補正前 (人)	補正後 (人)		
1990 H2	1,222,411				
1995 H7	1,287,005				
2000 H12	1,342,832				
2005 H17	1,380,361				
2010 H22	1,410,777				
2014 H26	1,414,087				
2015 H27	1,415,373	1,419,654	1,415,373		
2020 H32		1,414,000	1,409,700	1,420,000	1,409,300
2025 H37		1,398,322	1,394,000	1,416,000	1,394,300
2030 H42		1,375,179	1,370,900	1,406,000	
2035 H47		1,345,284	1,341,000	1,391,000	
2040 H52		1,309,300	1,305,000	1,372,000	
2045 H57		1,273,400	1,269,100	1,351,000	1,275,000

注) H27国勢調査

: H22国勢調査人口をもとに、その後の出生者数、死亡者数、転入者数、転出者数等の人口動態調査結果より推計したもの

注) 社人研(補正前)

: 国立社会保障・人口問題研究所の推計値

注) 社人研のH57年の予測値

: 社人研の公表値はH52年までしかないので、H57年度値はH47とH52年の値から直線補間により設定した

注) 社人研(補正後)

: H27.10.1時点の国勢調査推計結果と社人研のH27年値(予測値)の差分を予測誤差とし、その予測誤差を社人研(移動考慮)から、将来に亘って加減したもの

注) 総合戦略

: 人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略

表 2. 市町別人口の推移（県提示値と採用値との比較）

市町名	実績値	計画値（採用値）（人）			県提示値（人）			計画値－県提示値（人）			備考
	2014 H26	2020 H32	2025 H37	2045 H57	2020 H32	2025 H37	2045 H57	2020 H32	2025 H37	2045 H57	
大津市	341,153	342,800	341,100	315,400	342,800	341,100	315,400	0	0	0	社人研予測値の補正值
彦根市	113,127	112,500	111,700	106,700	112,500	111,100	100,500	0	600	6,200	転入増・転出抑制・出生率向上等を考慮した市人口ビジョン値(H57で6.2千人増)
長浜市	120,169	117,500	114,300	98,100	117,500	114,300	98,100	0	0	0	社人研予測値の補正值
近江八幡市	82,255	81,400	80,000	71,200	81,400	80,000	71,200	0	0	0	社人研予測値の補正值
草津市	137,321	142,400	145,000	146,200	142,400	145,000	146,200	0	0	0	社人研予測値の補正值
守山市	79,813	81,900	83,600	86,200	82,200	83,800	86,100	-300	-200	100	転入増・転出抑制・出生率向上等を考慮した市人口ビジョン値(H57で0.1千人増)
栗東市	66,396	68,500	69,900	72,600	68,500	69,900	72,600	0	0	0	社人研予測値の補正值
甲賀市	90,517	88,300	85,700	71,800	88,100	85,300	71,500	200	400	300	市の旧町別予測値(H57で0.3千人増)
野洲市	50,068	49,700	48,900	43,500	49,700	48,900	43,500	0	0	0	社人研予測値の補正值
湖南市	54,024	52,900	51,500	42,500	53,200	51,800	43,000	-300	-300	-500	転入増・転出抑制・出生率向上等を考慮した市人口ビジョン値(H57で0.5千人減)
高島市	49,998	47,800	45,500	35,400	47,800	45,500	35,400	0	0	0	社人研予測値の補正值
東近江市	113,702	111,300	108,300	92,800	111,300	108,300	92,800	0	0	0	社人研予測値の補正值
米原市	38,645	37,300	35,800	29,600	37,300	35,800	29,600	0	0	0	社人研予測値の補正值
日野町	21,993	21,500	21,000	18,000	21,500	21,000	18,100	0	0	-100	町要望で千人で四捨五入(0.1千人減)
竜王町	12,180	11,700	11,200	8,900	11,700	11,200	8,900	0	0	0	社人研予測値の補正值
愛荘町	20,640	20,800	20,800	20,200	20,800	20,800	20,200	0	0	0	社人研予測値の補正值
豊郷町	7,560	7,500	7,400	6,800	7,500	7,400	6,800	0	0	0	社人研予測値の補正值
甲良町	7,091	6,500	6,000	4,200	6,600	6,100	4,300	-100	-100	-100	町要望で社人研予測値(H57で0.1千人減)
多賀町	7,435	7,000	6,600	4,900	7,000	6,600	4,900	0	0	0	社人研予測値の補正值
合計	1,414,087	1,409,300	1,394,300	1,275,000	1,409,800	1,393,900	1,269,100	-500	400	5,900	

注 1) 県提示値：社人研予測値の補正值

注 2) 備考の（ ）は、採用値を社人研予測値の補正值（県の提示値）と比較してどのように調整したかを示す。

参考資料 2 : 将来の整備計画

表 3. 汚水処理人口普及率の推移

市町	汚水処理人口普及率(%)			
	現況 2014 H26	将来		
		2020 H32	2025 H37	2045 H57
大津市	98.9	100.0	100.0	100.0
彦根市	91.3	94.6	99.9	100.0
長浜市	100.0	100.0	100.0	100.0
近江八幡市	97.6	98.7	99.7	100.0
草津市	99.9	100.0	100.0	100.0
守山市	100.0	100.0	100.0	100.0
栗東市	99.2	100.0	100.0	100.0
甲賀市	94.6	97.9	99.1	100.0
野洲市	100.0	100.0	100.0	100.0
湖南市	98.7	100.0	100.0	100.0
高島市	98.9	99.2	99.4	100.0
東近江市	98.9	99.2	99.6	100.0
米原市	100.0	100.0	100.0	100.0
日野町	99.3	99.5	99.6	100.0
竜王町	98.6	99.8	100.0	100.0
愛荘町	99.8	100.0	100.0	100.0
豊郷町	100.0	100.0	100.0	100.0
甲良町	99.9	99.9	99.9	100.0
多賀町	97.9	98.8	99.4	100.0
加重平均	98.3	99.3	99.8	100.0

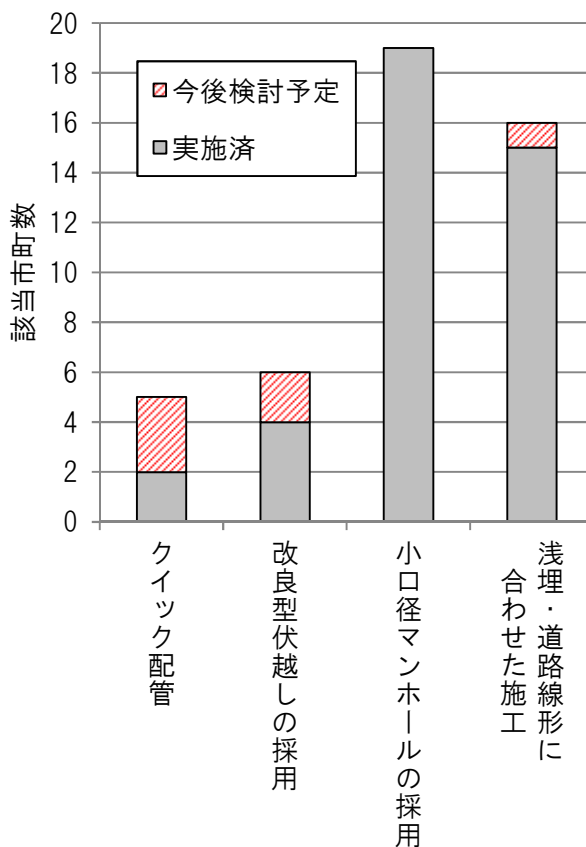


図 1. クイックプロジェクト採用実績と今後の予定

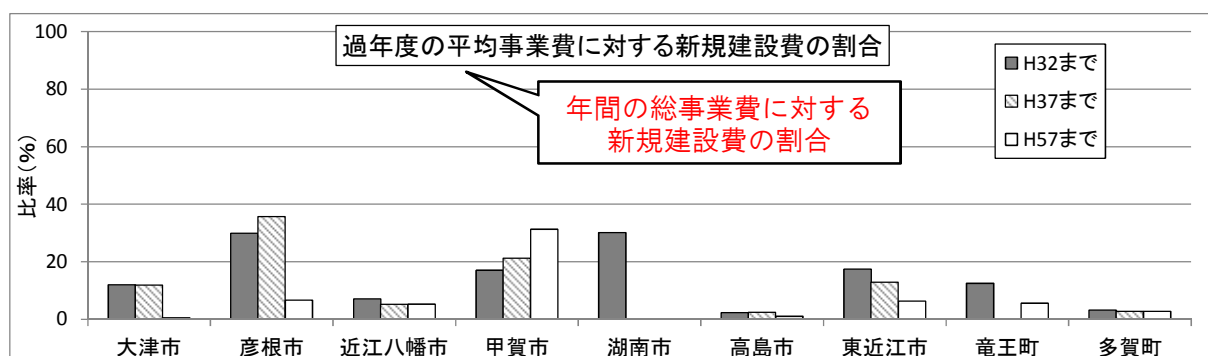


図 2. 過年度の平均事業費(20カ年分)に対する今後の新規建設費の割合

注) 現況の普及率が 99%未満の市町を抽出

参考資料 3 : 集落排水の接続計画

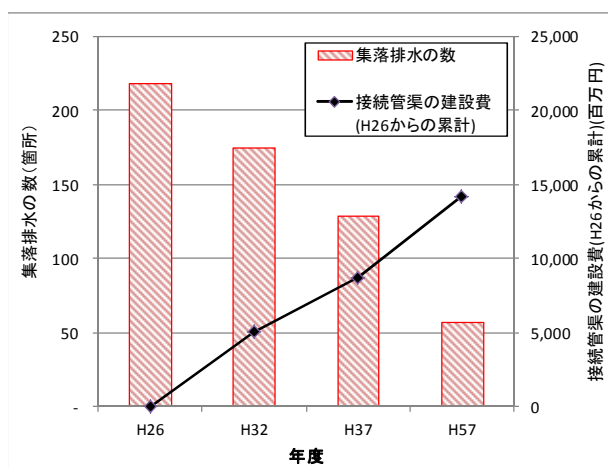
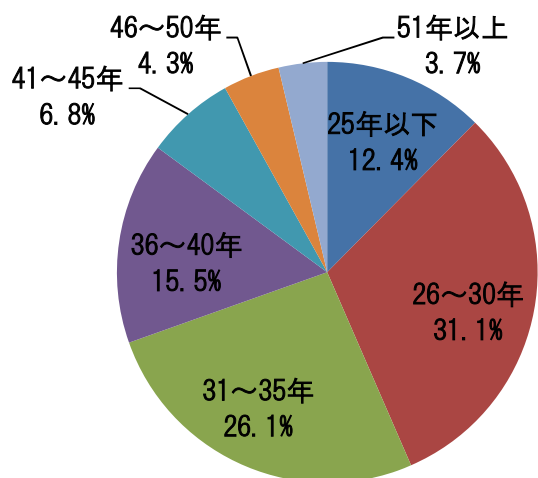


図 3. 接続時点での経過年数別施設割合
注) 平均 33 年

図 4. 集落排水の段階的接続と接続費用

表 4. 集落排水の施設数

市町	集落排水の施設数(処理区数)			
	現況 2014 H26	将来		
		2020 H32	2025 H37	2045 H57
大津市	1	0	0	0
彦根市	7	7	5	0
長浜市	56	49	33	18
近江八幡市	2	2	2	2
草津市	6	0	0	0
守山市	8	2	0	0
栗東市	2	2	1	1
甲賀市	25	23	15	8
野洲市	4	0	0	0
湖南市	0	0	0	0
高島市	30	24	19	14
東近江市	52	41	31	7
米原市	11	10	8	4
日野町	9	9	9	0
竜王町	2	2	2	0
愛荘町	0	0	0	0
豊郷町	0	0	0	0
甲良町	0	0	0	0
多賀町	2	2	2	2
合計	217	173	127	56

注) 林業集落排水施設(高島市)、小規模集合排水施設(長浜市)をそれぞれ 1 含む。

参考資料 4：し尿処理のあり方について

表 5. し尿処理場ごとの処理能力と流入汚泥量

し尿処理場	関連市町	供用開始年	50年後	要望	処理能力 t/日	流入汚泥量 (t/日)			
						実績	計画		
							H26(2014)	H32(2020)	H37(2025)
大津市南部衛生プラント	大津市	1986	2036	廃止	90				
大津市志賀衛生プラント	大津市	2006	2056		23	39.0	25.3	18.3	9.2
大津市北部衛生プラント	大津市	1994	2044	廃止	20				
湖南広域行政組合環境衛生センター	草津市、守山市、栗東市、野洲市、湖南市	1965	2015	廃止	84	53.6	18.1	12.7	0.5
甲賀広域行政組合	甲賀市	2012	2062		96	93.5	68.8	51.2	15.9
八日市衛生プラント組合	日野町、竜王町	1996	2046		255				
湖東広域衛生管理組合	東近江市、愛荘町、豊郷町、甲良町、多賀町	1979	2029		80	122.5	96.9	77.1	9.9
近江八幡市衛生プラント組合	近江八幡市	1979	2029	湖南中部Tへ現状維持	100	59.0	43.0	38.5	14.9
彦根市衛生処理場	彦根市、米原市	1977	2027	東北部Tへ	156	56.8	40.8	24.3	0.0
湖北広域行政事務センター	長浜市	1984	2034		157	64.2	53.7	36.0	8.1
高島市衛生センター	高島市	1977	2027	廃止	70	52.4	38.1	29.5	6.0
コンポストーション息吹	米原市	2007	2057		4.5	4.4	4.3	3.9	2.7
湖東第2農業リソースセンター	東近江市	1997	2047		9	1.2	0.9	0.7	0.1
合計					1,145	547	390	292	67

表 6. 汚泥処理・処分状況と予定

	処理場名	■汚泥処理・処分状況 ⇒予定
下水処理場	湖南中部 T	■脱水汚泥を焼却後、焼却灰を産廃処理。溶融・炭化設備は廃止。
	湖西 T	■脱水汚泥を焼却後、焼却灰を産廃処理。溶融設備は廃止。 ■平成 28 年 1 月からは燃料化を実施中。
	東北部 T	■脱水汚泥を焼却溶融後、溶融スラグをコンクリート二次製品の原料として有効利用中。
	高島 T	■脱水汚泥を産廃処理。 ⇒H29.4 から MICS の供用開始（し尿・浄化槽汚泥・集落排水汚泥受け入れ）
	大津 T	■脱水汚泥を湖西 T へ搬入。
	沖島 T	■脱水汚泥を天日乾燥して島内で緑農地利用を行う計画であるが、年々利用者が減少し、余剰分は産廃処分している。
	土山 T	■脱水汚泥を市の衛生センター（甲賀広域行政組合）に搬入。
	信楽 T	■脱水汚泥を市の衛生センター（甲賀広域行政組合）に搬入。
	朽木 T	■濃縮汚泥を高島 T に搬入。
集落排水	米原市	■コンポストーション息吹でゴミと合わせて堆肥化
	東近江市	■湖東第 2 農業リソースセンターで堆肥化
	高島市	■衛生センターへ搬入。 ⇒H29.4 から MICS の供用開始
	その他	■濃縮汚泥をし尿・浄化槽汚泥と同様に、し尿処理場へ搬入

注) 網掛け：再利用を実施中または近々予定がある箇所

参考資料5：とりまとめイメージ

【平成32年度】

市町	全体			流域関連 公共下水道		単独 公共下水道		集落排水施設		合併浄化槽		その他		処理施設数				実行メニュー（該当：1）※合計：実施市町数				目標値
	行政 人口 (人)	汚水処理 人口 (人)	汚水処理 人口 普及率 (%)	整備 人口 (人)	普及率 (%)	整備 人口 (人)	普及率 (%)	整備 人口 (人)	普及率 (%)	整備 人口 (人)	普及率 (%)	整備 人口 (人)	普及率 (%)	下水道 (箇所数)	集落排水 (箇所数)	し尿 処理場 (箇所数)	その他 (箇所数)	クイック 配管	改良型 伏越しの 連続採用	小口径 マンホール の採用	浅埋 道路線形 に合わせた 施工	ベンチマーク (指標)
大津市	342,800	342,800	100.0	227,945	66.5	110,849	32.3	0	0.0	4,006	1.2	0	0.0	2	0	3	0	1	1	1	1	
彦根市	112,500	106,477	94.6	98,524	87.6	0	0.0	4,132	3.7	3,821	3.4	6,023	5.4	1	7	1	0	1	1	1	1	
長浜市	117,500	117,500	100.0	96,348	82.0	0	0.0	20,809	17.7	343	0.3	0	0.0	0	49	1	1	0	0	1	1	
近江八幡市	81,400	80,349	98.7	67,839	83.3	216	0.3	606	0.7	11,688	14.4	1,051	1.3	0	2	1	0	0	0	1	1	
草津市	142,400	142,333	100.0	141,876	99.6	0	0.0	0	0.0	457	0.3	67	0.0	1	0	1	0	0	1	1	1	
守山市	81,900	81,877	100.0	80,773	98.6	0	0.0	955	1.2	149	0.2	23	0.0	0	2	0	0	0	0	1	1	
栗東市	68,500	68,500	100.0	68,302	99.7	0	0.0	198	0.3	0	0.0	0	0.0	0	2	0	0	0	1	1	1	
甲賀市	88,300	86,439	97.9	62,536	70.8	9,886	11.2	8,285	9.4	5,732	6.5	1,861	2.1	2	23	1	0	1	0	1	1	
野洲市	49,700	49,700	100.0	49,630	99.9	0	0.0	0	0.0	70	0.1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	1	1	
湖南市	52,900	52,900	100.0	52,894	100.0	0	0.0	0	0.0	6	0.0	0	0.0	0	0	0	0	1	0	1	0	
高島市	47,800	47,431	99.2	40,953	85.7	873	1.8	4,576	9.6	1,029	2.2	369	0.8	2	25	1	0	0	0	1	1	
東近江市	111,300	110,376	99.2	88,311	79.3	0	0.0	21,058	18.9	1,007	0.9	924	0.8	0	41	1	0	0	1	1	1	
米原市	37,300	37,296	100.0	33,616	90.1	0	0.0	3,509	9.4	171	0.5	4	0.0	0	10	1	0	0	1	1	1	
日野町	21,500	21,383	99.5	16,616	77.3	0	0.0	4,504	20.9	263	1.2	117	0.5	0	9	0	0	0	0	1	0	
竜王町	11,700	11,678	99.8	10,047	85.9	0	0.0	797	6.8	834	7.1	22	0.2	0	2	0	0	0	0	1	1	
愛荘町	20,800	20,800	100.0	20,800	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	1	0	
豊郷町	7,500	7,500	100.0	7,498	100.0	0	0.0	0	0.0	2	0.0	0	0.0	0	0	1	0	1	0	1	1	
甲良町	6,500	6,495	99.9	6,495	99.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	0.1	0	0	0	0	0	0	1	1	
多賀町	7,000	6,914	98.8	6,191	88.4	0	0.0	491	7.0	232	3.3	86	1.2	0	2	0	0	0	0	1	1	
合計	1,409,300	1,398,748	99.3	1,177,194	83.5	121,824	8.6	69,920	5.0	29,810	2.1	10,552	0.7	8	174	12	1	5	6	19	16	

項目	区分	流域幹線整備進捗率						流域処理場整備進捗率(%)						市町との連携による実行メニュー（概要）	目標値		
		H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H26	H27	H28	H29	H30		H31	H32	ベンチマーク (指標)
都道府県	流域下水道															高島TでのMICS実施によるし尿・浄化槽汚泥・集落排水汚泥受け入れ	
実行	農集															(H29.4供用開始)	
メニュー	その他																

【平成 37 年度】

市町	全体			流域関連 公共下水道		単独 公共下水道		集落排水施設		合併浄化槽		その他		処理施設数				実行メニュー（該当：1）※合計：実施市町数				目標値	
	行政 人口	汚水処理 人口	汚水処理 人口 普及率	整備 人口	普及率	整備 人口	普及率	整備 人口	普及率	整備 人口	普及率	整備 人口	普及率	下水道	集落排水	し尿 処理場	その他	クイック 配管	改良型 伏越しの 連続採用	小口径 マンホール の採用	浅埋 道路線形 に合わせた 施工	ベンチマーク （指標）	
	(人)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(箇所数)	(箇所数)	(箇所数)	(箇所数)						
大津市	341,100	341,100	100.0	228,197	66.9	110,332	32.3	0	0.0	2,571	0.8	0	0.0	2	0	3	0	1	1	1	1		
彦根市	111,700	111,562	99.9	108,600	97.2	0	0.0	2,679	2.4	283	0.3	138	0.1	1	7	1	0	1	1	1	1		
長浜市	114,300	114,300	100.0	102,172	89.4	0	0.0	11,868	10.4	260	0.2	0	0.0	0	49	1	1	0	0	1	1		
近江八幡市	80,000	79,772	99.7	67,262	84.1	212	0.3	597	0.7	11,701	14.6	228	0.3	0	2	1	0	0	0	1	1		
草津市	145,000	144,938	100.0	144,520	99.7	0	0.0	0	0.0	418	0.3	62	0.0	1	0	1	0	0	1	1	1		
守山市	83,600	83,582	100.0	83,426	99.8	0	0.0	0	0.0	156	0.2	18	0.0	0	2	0	0	0	0	1	1		
栗東市	69,900	69,900	100.0	69,815	99.9	0	0.0	85	0.1	0	0.0	0	0.0	0	2	0	0	0	1	1	1		
甲賀市	85,700	84,934	99.1	64,054	74.7	10,090	11.8	4,899	5.7	5,891	6.9	766	0.9	2	23	1	0	1	0	1	1		
野洲市	48,900	48,900	100.0	48,831	99.9	0	0.0	0	0.0	69	0.1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	1	1		
湖南市	51,500	51,500	100.0	51,494	100.0	0	0.0	0	0.0	6	0.0	0	0.0	0	0	0	0	1	0	1	0		
高島市	45,500	45,226	99.4	40,056	88.0	864	1.9	3,327	7.3	979	2.2	274	0.6	2	25	1	0	0	0	1	1		
東近江市	108,300	107,816	99.6	91,360	84.4	0	0.0	15,400	14.2	1,056	1.0	484	0.4	0	41	1	0	0	1	1	1		
米原市	35,800	35,796	100.0	32,783	91.6	0	0.0	2,849	8.0	164	0.5	4	0.0	0	10	1	0	0	1	1	1		
日野町	21,000	20,922	99.6	16,432	78.2	0	0.0	4,241	20.2	249	1.2	78	0.4	0	9	0	0	0	0	1	0		
竜王町	11,200	11,200	100.0	9,647	86.1	0	0.0	762	6.8	791	7.1	0	0.0	0	2	0	0	0	0	1	1		
愛荘町	20,800	20,800	100.0	20,800	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	
豊郷町	7,400	7,400	100.0	7,398	100.0	0	0.0	0	0.0	2	0.0	0	0.0	0	0	1	0	1	0	1	1		
甲良町	6,000	5,995	99.9	5,995	99.9	0	0.0	0	0.0	0	0.0	5	0.1	0	0	0	0	0	0	1	1		
多賀町	6,600	6,558	99.4	5,912	89.6	0	0.0	416	6.3	230	3.5	42	0.6	0	2	0	0	0	0	1	1		
合計	1,394,300	1,392,201	99.8	1,198,754	86.0	121,498	8.7	47,123	3.4	24,826	1.8	2,099	0.2	8	174	12	1	5	6	19	16		

項目	区分	流域幹線整備進捗率							流域処理場整備進捗率（％）							市町との連携による実行メニュー（概要）	目標値 ベンチマーク （指標）		
		H26	H27	H29	H31	H23	H35	H37	H26	H27	H29	H31	H23	H35	H37				
都道府県	流域下水道																	高島TでのMICS実施によるし尿・浄化槽汚泥・集落排水汚泥受け入れ (H29.4供用開始)	
実行	農集																		
メニュー	その他																		

【平成 57 年度】

市町	全体			流域関連 公共下水道		単独 公共下水道		集落排水施設		合併浄化槽		その他		処理施設数				実行メニュー（該当：1）※合計：実施市町数				目標値 ベンチマーク （指標）
	行政 人口	汚水処理 人口	汚水処理 人口 普及率	整備 人口	普及率	整備 人口	普及率	整備 人口	普及率	整備 人口	普及率	整備 人口	普及率	下水道	集落排水	し尿 処理場	その他	クイック 配管	改良型 伏越しの 連続採用	小口径 マンホール の採用	浅埋 道路線形 に合わせた 施工	
	(人)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(人)	(%)	(箇所数)	(箇所数)	(箇所数)	(箇所数)					
大津市	315,400	315,400	100.0	212,061	67.2	102,172	32.4	0	0.0	1,167	0.4	0	0.0	2	0	3	0	1	1	1	1	
彦根市	106,700	106,700	100.0	106,700	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0	1	0	1	1	1	1	
長浜市	98,100	98,100	100.0	93,993	95.8	0	0.0	4,037	4.1	70	0.1	0	0.0	0	18	1	1	0	0	1	1	
近江八幡市	71,200	71,200	100.0	63,546	89.3	189	0.3	543	0.8	6,922	9.7	0	0.0	0	2	1	0	0	0	1	1	
草津市	146,200	146,200	100.0	146,200	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	1	0	1	0	0	1	1	1	
守山市	86,200	86,200	100.0	86,027	99.8	0	0.0	0	0.0	173	0.2	0	0.0	0	0	0	0	0	0	1	1	
栗東市	72,600	72,600	100.0	72,512	99.9	0	0.0	88	0.1	0	0.0	0	0.0	0	1	0	0	0	1	1	1	
甲賀市	71,800	71,800	100.0	56,739	79.0	9,561	13.3	1,776	2.5	3,724	5.2	0	0.0	2	8	1	0	1	0	1	1	
野洲市	43,500	43,500	100.0	43,500	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	1	1	
湖南市	42,500	42,500	100.0	42,494	100.0	0	0.0	0	0.0	6	0.0	0	0.0	0	0	0	0	1	0	1	0	
高島市	35,400	35,400	100.0	32,740	92.5	658	1.9	1,541	4.4	461	1.3	0	0.0	2	15	1	0	0	0	1	1	
東近江市	92,800	92,800	100.0	88,669	95.5	0	0.0	3,128	3.4	1,003	1.1	0	0.0	0	7	1	0	0	1	1	1	
米原市	29,600	29,600	100.0	28,622	96.7	0	0.0	839	2.8	139	0.5	0	0.0	0	4	1	0	0	1	1	1	
日野町	18,000	18,000	100.0	17,744	98.6	0	0.0	0	0.0	256	1.4	0	0.0	0	0	0	0	0	0	1	0	
竜王町	8,900	8,900	100.0	8,900	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	1	1	
愛荘町	20,200	20,200	100.0	20,200	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	0	0	0	0	1	0	
豊郷町	6,800	6,800	100.0	6,800	100.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0	1	0	1	0	1	1	
甲良町	4,200	4,200	100.0	4,195	99.9	0	0.0	0	0.0	5	0.1	0	0.0	0	0	0	0	0	0	1	1	
多賀町	4,900	4,900	100.0	4,554	92.9	0	0.0	201	4.1	145	3.0	0	0.0	0	2	0	0	0	0	1	1	
合計	1,275,000	1,275,000	100.0	1,136,196	89.1	112,580	8.8	12,153	1.0	14,071	1.1	0	0.0	8	57	12	1	5	6	19	16	

項目	区分	長期的な整備・運営管理に関する課題	市町との連携による実行メニュー（概要）	実行メニューに対するスケジュール （実行目標年次）								目標値 ベンチマーク （指標）
				H27	H32	H37	H42	H47	H52	H57		
				都道府県 実行 メニュー	流域下水道 農集 その他	し尿処理施設の統廃合についての検討を 継続的に実施。	H37以降も71施設の集落排水を下水道へ接続する。					

滋賀県汚水処理施設整備構想 2 0 1 0

平成 1 0 年 6 月策定

(平成 1 2 年 6 月変更)

(平成 1 4 年 6 月変更)

(平成 2 0 年 3 月変更)

(平成 2 1 年 3 月変更)

(平成 2 1 年 1 2 月変更)

平成 2 3 年 3 月見直し (新構想 2 0 1 0)

滋 賀 県

滋賀県汚水処理施設整備構想 2010 目 次

1、はじめに

2、構想策定の目的

3、構想策定の方針

4、汚水処理施設の種類

5、汚水処理施設整備構想

(1) 汚水処理施設整備の実施状況(平成22年度現在)

(2) 汚水処理施設の役割と効果

(3) 構想策定(見直し)の経緯

(4) 新構想の内容(見直しの結果)

(5) 今後の構想の見直し

6、汚水処理施設整備構想の推進

7、滋賀県汚水処理施設整備構想図

滋賀県汚水処理施設整備構想 2010

1、はじめに

本県には、ほぼ中央に県土の1/6の面積を占める我が国最大の琵琶湖が位置しており、琵琶湖・淀川流域の豊富で良質な水資源として、また、周辺地域の優れた自然的、歴史的、文化的環境と相まった貴重な憩いの空間として重要な役割を担い、人々の生活と産業活動を支える基盤となっている。さらに、県域のみならず、下流の京阪神地域などに対しても、琵琶湖は生活や産業活動を営む上で不可欠の存在となっている。しかし、近年における琵琶湖周辺地域の土地利用や産業活動の変遷、生活様式の変化が、琵琶湖の水質や周辺地域の環境に影響を及ぼしたため、汚濁負荷の削減に向けて、生活排水や工場・事業場排水を処理する汚水処理施設の整備を中心に様々な対策を行政や住民が一体となって取り組んできた。

本県では平成10年(1998年)6月に「滋賀県汚水処理施設整備構想」(以下、前構想という。)を策定し、その後5回に及ぶ構想の変更を重ね、明確な役割分担のもと、各種事業を推進してきた。その結果、汚水処理施設整備率は平成9年度(1997年度)末の66.4%から、平成21年度(2009年度)末には97.8%まで飛躍的に向上し、汚濁負荷量の削減に寄与してきた。

引き続き、汚水処理施設の整備推進は最重要施策の一つであり、未整備地区の計画的、効率的な整備ならびに既整備地区の適正かつ効率的な機能維持を実施する必要がある。

前構想は、市町村の個別の構想をもとに広域的な観点から調整し、県全域を対象に汚水処理施設の整備区域、整備手法等を設定したものであるが、地域の特性や市町村合併による行政区域の再編、県および各市町の財政状況の悪化や人口減少等の社会情勢の変化により、前構想策定時点における前提条件と現状に乖離が生じつつあった。

それらのことを踏まえて、地域の現状に応じた汚水処理施設の適正かつ効率的な整備・維持管理を図るため、本県では市町との連携のもとに前構想の見直しを行い、「滋賀県汚水処理施設整備構想2010」(以下「新構想という。」)を策定する。

2、構想策定の目的

新構想は、将来計画と今後10年間を見通した本県における下水道、農業・林業集落排水施設、合併処理浄化槽等の汚水処理施設整備の全体像を示すものであり、県下全域を対象として社会情勢の変化に柔軟に対応するとともに、汚水処理施設の適正な維持管理や改築更新にも配慮し、より一層、効率的かつ適正な整備を進めるために策定するものである。

3、構想策定の方針

生物の宝庫である琵琶湖を擁する本県は、湖国特有の豊かな自然環境が形成されているが、県民が生産の向上と便利な生活を追求するあまり、自然や風土を含めた環境に少なからぬ負担を与え続けている。琵琶湖の水質も流入する汚濁負荷の増加により大きな影響を受けたため、本県では琵琶湖の水質保全を最重要課題の一つに掲げ、富栄養化防止条例の制定をはじめ、5期にわたって湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画を策定

し、様々な水質保全施策を計画的に講じてきた。しかしながら、琵琶湖の水質は依然として予断を許さない状況であり、琵琶湖に流入する汚濁負荷の効果的、継続的な削減が必要となっている。

このため、琵琶湖の水質保全対策が緊急かつ最重要課題であること、ならびに生活環境の早期改善が求められていることに鑑み、汚水処理施設整備を一層効率的、経済的に実施するため構想策定の方針を定め、計画的に整備することとする。

なお、本県では、県民による主体的な環境保全の活動を礎として築かれてきた「環境自治」をさらに押し進め、新しい環境観に立つ「環境優先の理念」の下に環境全体への周到的な配慮と保全活動を展開するため、平成8年(1996年)3月には「滋賀県環境基本条例」を制定し、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用および廃棄物の減量を図るため、物質循環の重要性、資源の有限性を認識しながら、環境が持つ復元能力を基にした持続的な発展を図っていく方針である。同条例に基づき平成21年(2009年)12月に策定した「第三次滋賀県環境総合計画」では、県の最上位計画である「滋賀県基本構想」や、平成20年(2008年)3月に策定した「持続可能な滋賀社会ビジョン」を踏まえつつ、琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画)と整合を図り、「低炭素社会の実現」と「琵琶湖環境の再生」の2つの長期目標を掲げている。

構想策定の方針として

汚水処理施設それぞれの特性を踏まえ、今後の維持管理等も含めた経済比較を基本としつつ、将来の人口動態や地域住民の意向に配慮しながら、地域の実情に応じた効率的かつ適正な整備手法を広域的な観点から選択することとする。

集合処理が適当な地域は、すでに下水道事業や農業集落排水事業、林業集落排水事業、小規模集合排水処理施設整備事業が進められていることから、これらを考慮のうえ集合処理区域を設定し、合理的な内容となるよう整備手法の選定を行う。

なお、下水道と農業集落排水施設の選定にあたっては、平成7年(1995年)12月19日付け、厚生省、農林水産省、建設省の3省通達等に基づき、滋賀県が作成した「滋賀県における下水道事業および農業集落排水事業の調整に関する基本方針」に従い行う。

集合処理より個別処理が効率的かつ適正と判断された地域では、合併処理浄化槽による汚水処理を推進する。

平成32年度(2020年度)における生活排水処理率100%を目指す。
(平成21年度(2009年度)末時点の生活排水処理率は91.4%)

生活排水処理率とは、いずれかの汚水処理施設を使用している人口の割合をいう。

なお、生活排水処理率100%を目指すには、汚水処理施設整備率(いずれかの汚水処理施設を利用することが可能となった人口の割合をいう。)を100%にしておくことが前提となる。

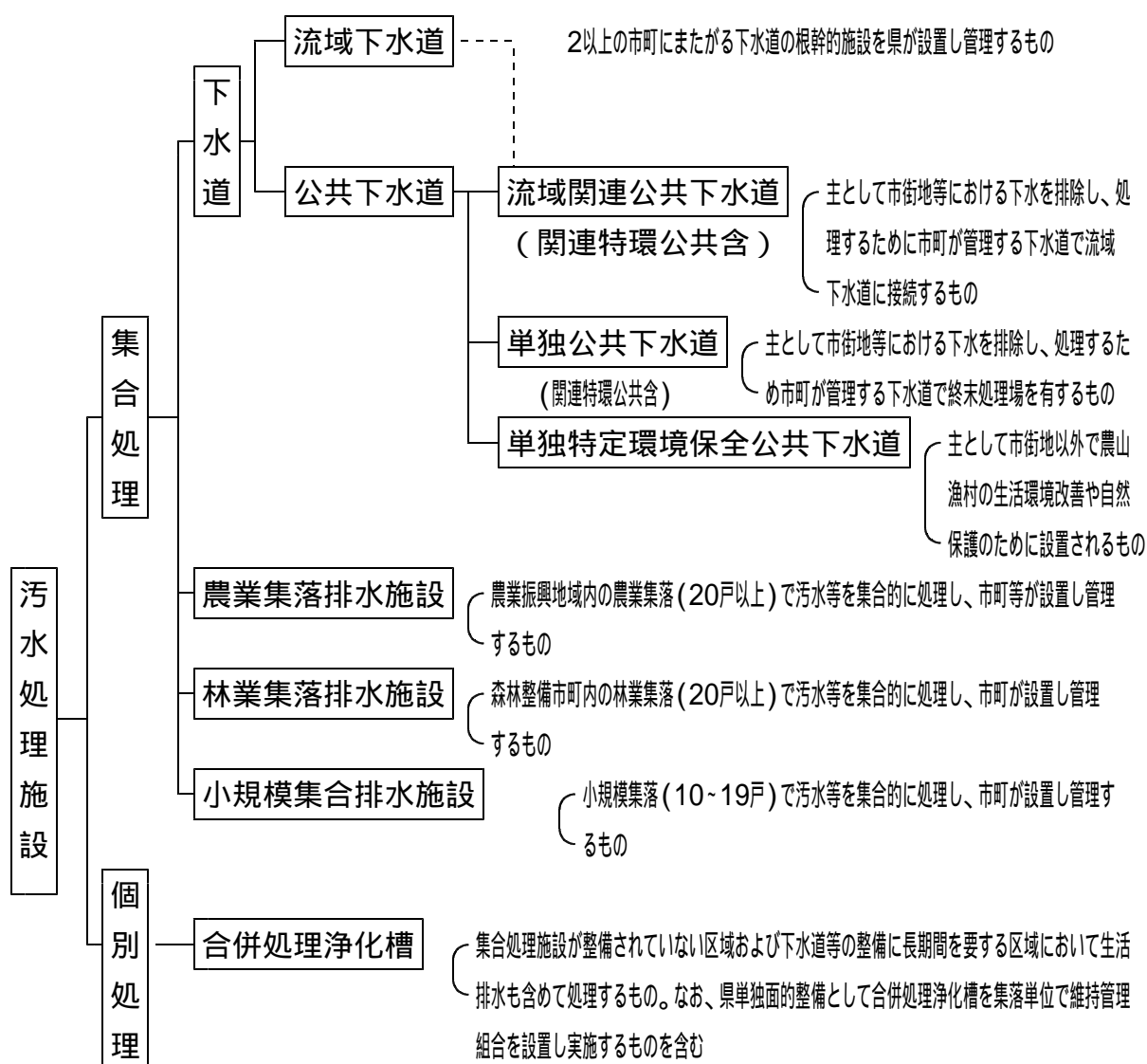
構想の策定方法は、下水道事業、農業集落排水事業、浄化槽設置整備事業、林業集落排水事業を担当している各課と、水質保全政策にかかわる関係各課で「滋賀県汚水処理施設整備連絡調整会議」を設置し連絡調整を図りながら策定に当たってきた。

また、市町の構想策定に当たって内部の連絡調整を図る必要から、県と同様の対応により進められた。

4、汚水処理施設の種類

汚水処理施設は、下図に示すとおり、各種の集合処理、個別処理が地域の实情にあわせて実施できるよう農林水産省、国土交通省、環境省等の所管の事業として制度化されている。

汚水処理施設の種類



5、汚水処理施設整備構想

(1) 汚水処理施設整備の実施状況(平成22年度(2010年度)現在)

琵琶湖の周辺における下水道事業は、「琵琶湖流域別下水道整備総合計画(以下、流総計画という)」に基づき、県下19の全市町で着手されている。事業別では、流域下水道が4処理区で、流域関連公共下水道として19市町、単独公共下水道2市、単独特定環境保全公共下水道2市で着手されている。

供用開始は3事業併せて19市町で行われている。

また、農業集落排水施設は、市町の農業集落排水事業計画基本構想に基づき、農村部において16市町で実施、15市町で供用されている。

合併処理浄化槽は、19市町で設置・活用されている。

汚水処理施設整備の実施状況(平成22年(2010年)3月31日現在)

整備手法別区分	関係市町数	供用中市町数	整備人口人	整備率%	生活排水処理人口人	生活排水処理率%
公共下水道	19	19	1,184,271	85.4	1,060,784	76.5
流域関連公共下水道	19	19	1,064,682	76.8	-	-
単独公共下水道	2	2	118,294	8.5	-	-
単独特定環境保全公共下水道	2	2	1,295	0.1	-	-
農業集落排水施設	16	15	109,968	7.9	104,683	7.6
林業集落排水施設	1	1	48	0.0	45	0.0
小規模集合排水施設	1	1	32	0.0	32	0.0
合併処理浄化槽	19	19	61,600	4.4	101,478	7.3
計	-	-	1,355,919	97.8	1,267,022	91.4
県内市町数、人口	19		1,386,570	-	1,386,570	-

整備率は県人口(住民基本台帳人口)に対する整備済み区域内人口の比率

(2) 汚水処理施設の役割と効果

汚水処理施設整備は、公共用水域の水質保全、生活環境の改善などの役割を果たしているが、本県においては、汚水処理施設整備を重要施策の一つとして位置付けると共に琵琶湖総合開発計画の水質保全対策や琵琶湖総合保全整備計画(マザーレイク21計画)と整合を図りつつ積極的に取り組んできた。また、下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の整備は、湖沼水質保全特別措置法に基づく琵琶湖に係る水質保全計画の水質保全に資する事業として位置付け整備の推進を図ってきた。

その結果、平成21年度(2009年度)末では汚水処理人口の整備率が97.8%、生活排水処理率が91.4%となり琵琶湖へ流入する家庭系などの汚濁負荷量の削減に寄与している。

なお、公共下水道計画区域内の農業集落排水施設については、公共下水道の整備に長期間を要する農村地域において、琵琶湖の水質保全の緊急性、農村部の生活環境の早期改善、農業用排水の水質保全、汚泥の農地還元などの見地から積極的に推進してきた。このことにより、県下の汚水処理人口の整備率が向上し、琵琶湖の

汚濁負荷の削減や都市部に比べ遅れがちな農村地域の環境整備の均衡ある発展に大きく寄与してきた。

(3) 構想策定(見直し)の経緯

見直し方針の決定

本県では、前構想の見直しに当たり、琵琶湖環境部琵琶湖再生課、循環社会推進課、下水道課、森林保全課、農政水産部農村振興課の2部5課で構成する「滋賀県汚水処理施設整備連絡調整会議」を開催し、次のとおり見直し方針を決定した。その後、市町関係課を対象とした構想見直し合同説明会を開催し、市町における見直し作業を依頼した。

汚水処理施設整備率100%達成の目標期限を延長し平成32年度(2020年度)末までとする。

目標期限における人口予測は、流総計画における将来人口推計の考え方を基本とする。

市町および住民の意向を踏まえて、より効率的な汚水処理施設の整備手法を選定する。

市町における見直し作業

各市町の地域特性、集落毎の人口の動向、地域住民の要望、維持管理を含めた経済性等を勘案し、市町構想の見直し作業を行い、原案を作成し、県の関係各課との調整を経て新たな市町構想を策定した。

県における見直し作業

市町構想見直し原案をもとに県の関係各課によるヒアリングを行い、市町の意向確認や調整を行い、市町構想をとりまとめ県の新構想を策定した。

(4) 新構想の内容(見直しの結果)

目標年度と将来人口の推計

新構想の目標年度は10年後の平成32年度(2020年度)とし、汚水処理施設整備率100%を目指す。また、将来整備目標としてそれぞれの整備手法の将来計画に基づき、目標期限を定めず整備率100%を目指す。

本県の住民基本台帳人口は、平成21年度(2009年度)末の1,386,570人が平成32年度には1,390,200人へ約3,600人微増となることが予想される。ただし、これは京阪神地域からの人口流入等、県南部の社会増加分が県北部の自然減少分を若干上回ることによるものである。

集合処理区域から個別処理区域への見直し

見直しの結果、流域下水道、単独公共下水道、農業集落排水施設等により集合処理を行う区域は、前構想では県全体で238処理区設定されていたが、新構想では農業集落排水施設の1処理区が減となり、237処理区となった。

減少した甲津畑処理区は、中山間地域で集落内道路が狭隘なうえ、急勾配なことから、集合処理施設の整備に係る負担が大きくなるため、地域住民の意向として集合処理施設の整備が困難であると判断されたため、個別処理（合併処理浄化槽）区域に変更するものである。

農業集落排水施設の下水道計画区域外から下水道計画区域内への見直し

前構想における農業集落排水施設 2 2 6 処理区の内訳として下水道計画区域内 1 5 5 処理区、下水道計画区域外 7 1 処理区となっているが、市町合併による行政区域の再編と将来の改築更新や維持管理に係る財政負担の軽減等を勘案して検討した結果、下水道計画区域外の八日市東部、大中、栗見の 3 処理区を下水道計画区域内に変更するものである。その結果、新構想では農業集落排水施設 2 2 5 処理区の内訳として下水道計画区域内 1 5 8 処理区、下水道計画区域外 6 7 処理区となった。

集合処理区域見直し状況一覧表 (処理区数)

整備手法	前 構 想			新 構 想			備 考
	下水道区域内	下水道区域外	計	下水道区域内	下水道区域外	計	
流域関連公共下水道	4	-	4	4	-	4	
単独公共下水道	6	-	6	6	-	6	藤尾処理区含む
農業集落排水施設	1 5 5	7 1	2 2 6	1 5 8	6 7	2 2 5	甲津畑処理区減
林業集落排水施設	0	1	1	0	1	1	
小規模集合排水施設	0	1	1	0	1	1	
合 計	1 6 5	7 3	2 3 8	1 6 8	6 9	2 3 7	

新構想における整備手法別整備目標

汚水処理の効率的な整備を進めるため滋賀県汚水処理施設整備構想として、県下19市町の計画や構想の意向を把握し下表のとおりまとめた。

なお、整備スケジュールとして2020年度（平成32年度）末における整備率を100%とする。

将来整備目標においては、目標年次を定めないことから、将来整備目標時の人口は便宜上平成32年度（2020年度）予測人口ベースとしている。

滋賀県汚水処理施設整備構想 整備手法別一覧表

整備手法別区分	関係市町数	構想（2020年度末）		将来整備	
		整備人口	整備率	整備人口	整備率
公共下水道 [うち農集排接続予定区域]	19	1,276,575 [29,284]	91.8 [2.1]	1,364,707 [85,783]	98.2 [6.2]
流域関連公共下水道 [うち農集排接続予定区域]	19	1,154,538 [29,245]	83.0 [2.1]	1,237,443 [85,684]	89.0 [6.2]
単独公共下水道 [うち農集排接続予定区域]	4	122,037 [39]	8.8 [0.0]	127,264 [99]	9.2 [0.0]
農業集落排水施設 (農集排全体区域) [うち将来公共下水道で処理予定]	16	75,758 (105,042) [56,499]	5.5 (7.6) [4.1]	19,773 (105,556) [0]	1.4 (7.6) [0.0]
林業集落排水施設	1	32	0.0	32	0.0
合併処理浄化槽 [うち将来公共下水道等で処理予定]	19	37,819 [32,147]	2.7 [2.3]	5,672 [0]	0.4 [0.0]
小規模集合排水施設	1	16	0.0	16	0.0
合計	19	1,390,200	100.0	1,390,200	100.0

合計の整備人口は、流総計画をもとに算出した予測人口（住基人口ベース）将来整備の目標年次は設定しない。

将来整備の人口は便宜上平成32年度（2020年度）末予測人口ベースとしている。

農業集落排水施設のうち、将来公共下水道で処理予定に位置づけられた施設の接続計画は、市町において基幹施設の耐用年数、維持管理等を総合的に勘案し、検討されたものであること。

なお、接続の実施にあたっては、下水道事業計画や補助事業により取得した財産の処分等など関係法令に基づき計画的、効率的な汚水処理施設整備となるよう県、市町間で十分調整を図り、農業集落排水施設整備地区毎に検討する。

また、接続までの期間は、農村の生活環境の改善や農村地域の物質循環の推進に寄与するよう農業集落排水施設として適正に管理するものとする。

(5) 今後の構想の見直し

今後の社会情勢の変化に柔軟に対応するため、住民や市町の意向などを踏まえ必要があれば見直しを行うものとする。

6、汚水処理施設整備構想の推進

本県においては琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質保全が重要な課題であり、汚水処理施設の整備が水質保全に効果的であることから、県の基本構想や琵琶湖総合保全整備計画（マザーレイク21計画）、湖沼水質保全特別措置法に基づく湖沼水質保全計画など各種の計画に位置付けて推進しており、引き続き、積極的に取り組む必要がある。

このため、本構想を基に汚水処理施設整備の着実な推進のための具体的な計画とともに、推進にあたって執行体制の充実、財源の確保などに努める。さらに環境面に配慮した整備に取り組むとともに、水洗化に対する一層の啓発や建設コストの縮減など効果的な推進に努める。

（1）下水道

下水道事業は、公共用水域の水質保全や生活環境の改善などを図るもので、下水道整備のマスタープランである流総計画や基本計画に基づき推進することとしている。これらの計画に基づき流域下水道（関連公共下水道を含む）を県および市町により実施し、併せて市町毎の単独公共下水道によっても整備の推進を図る。

また、下水道整備が進捗するに従って増加する汚泥の資源化や再利用を、さらに進める。

なお、本構想において生活排水処理率100%を目指すこととしており、引き続き下水道整備区域内の水洗化率向上に向けた取組を進める。

（2）農業集落排水施設

農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業用排水の水質保全や農業用排水施設の機能維持または農村生活環境の改善を図り、併せて琵琶湖をはじめとする公共用水域の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水または雨水を処理する施設、汚泥、処理水または雨水の循環利用を目的とした施設の整備をもって生産性の高い農業の実現、活力のある農村社会の形成および循環型社会の構築を図る。

処理水質については、窒素、りん除去等高度処理について引き続き取り組むとともに、農業集落排水施設の機能維持のため、補助事業の活用により施設の機能強化対策を図る。

（3）合併処理浄化槽

生活排水を早期かつ適正に処理するため、下水道など整備計画のない地域や下水道などの供用開始が長期間見込まれない地域で、住宅を新築する場合や浄化槽を設置する場合には合併処理浄化槽の設置を義務づける「滋賀県生活排水対策の推進に関する条例」により整備推進を図ることとしている。

なお、設置後の浄化槽については法令に基づき定期的な維持管理や法定点検を行い、適切な浄化機能を維持する必要がある。

(4) 林業集落排水施設

山村地域の望ましい林業構造として、林業者の生活環境の改善を図るため、森林・林業・木材産業づくり交付金を活用し排水施設の整備を図る。

7、滋賀県污水处理施設整備構想図

